

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年一月十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二十四号

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行期日は、令和四年四月一日とする。

内閣総理大臣 岸田 文雄
財務大臣 鈴木 俊一
厚生労働大臣 後藤 茂之
農林水産大臣 金子原二郎
経済産業大臣 萩生田光一
環境大臣 山口 壯